

## 岡山市園芸作物高温対策機器等導入支援事業実施要綱

(趣旨)

第1条 物価高騰の影響による厳しい経営環境の中、夏季の高温の影響により収量減少や品質低下を受けている園芸農業者の経営の安定化を図るため、高温対策に資する機器等を導入又は更新する経費に対し岡山市園芸作物高温対策機器等導入支援補助金を交付するものとし、必要な事項をこの要綱に定める。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 補助金 前条の目的を達するために、岡山市農業協同組合及び晴れの国岡山農業協同組合（以下「農業協同組合」という。）によって交付される助成金をいう。
- (2) 補助事業 交付の対象となる補助対象機器等の導入に取り組むための事業とする。但し、補助対象となる機器等の総額が5万円（消費税等を除く）以上のものとする。
- (3) 補助事業者 補助金の交付の決定を受け、補助事業等を行う者をいう。

(補助事業者)

第3条 補助事業者は、次の各号の要件をすべて満たす者とする。

- (1) 岡山市内に住所又は主たる事業所を有する個人及び法人
- (2) 補助事業完了時において、農業経営基盤強化促進法に定める認定農業者又は認定新規就農者、農業協同組合法に基づいて設立された農事組合法人であること。
- (3) 交付決定日から令和8年12月25日までに補助対象機器等の導入、設置、支払いが完了できる者
- (4) 今後も事業を継続する意思がある者
- (5) 以下のアからエに掲げる「補助事業者として不適当な者」のいずれにも該当しない者
  - ア 個人又は法人（以下、「法人等」という。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき、又は法人等の役員等（個人事業主である場合はその者、法人である場合は役員又は支店もしくは営業所（常時契約を締結する事業所をいう。）の代表者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第2条第6項に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
  - イ 役員等が、自己、自社もしくは第三者の不正利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
  - ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、もしくは関与している

とき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながら、これと社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

2 前項の規定に関わらず、次の各号のいずれかに該当する者は補助事業者としない。

- (1) 農事組合法人と当該組合の組合員である認定農業者、認定新規就農者などが重複して本事業の申請を行った者
- (2) 本補助事業と同一事業において、国や地方公共団体が行う補助金等が交付された又は交付される見込みのある者
- (3) 市税に滞納がある者

(補助対象機器等及び品目)

第4条 この補助金の対象となる機器(以下「補助対象機器等」という。)及び品目は、別表1のとおりとし、ほ場又はハウスにおいて使用又は設置され、かつ、補助事業者の事業の用に供される夏季の高温対策に資する機器等であり、未使用品に限るものとする。

(補助対象経費)

第5条 補助対象機器等の導入又は更新にかかる経費を補助対象経費とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に該当するものは、補助対象外とする。

- (1) 交付決定前に当該補助対象機器等の導入に係る契約等を締結しているもの
- (2) 一般価格や市場価格と比べて著しく高価なもの及び中古品
- (3) 消耗品及び資材類のみの導入又は更新にかかる経費
- (4) 公租公課(消費税及び地方消費税)
- (5) 補助対象機器等に必要な工事費、運搬費、設置費、各種保証・保険、送料、振込手数料等
- (6) 既存機器等の処分に係る費用
- (7) 国・県・市等、他の補助金の対象となっているもの

(補助金の額)

第6条 前条の規定により補助事業者に対して交付する補助金の金額は、予算の範囲内で補助対象経費の3分の2以内(消費税等を除く)とし、補助金の上限額は法人が200万円、個人が50万円とする(千円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てる。)

(申請受付期間)

第7条 補助金を受けようとする補助事業者は、受付期間内に補助金交付申請を行うこと。補助金に係る申請受付期間は、令和8年4月13日から令和8年5月29日までとする。申請期限までの日付の消印があるものについては、申請期限までに申請されたものとみなす。

(事業計画及び交付申請)

第8条 補助事業者は岡山市園芸作物高温対策機器等導入支援補助金交付申請書(様式第

1号)のほか次に掲げる書類を添え、郵送で申請を行う。

- (1) 事業計画書・収支予算書(様式第2号)
- (2) 補助対象経費に係る見積書の写し  
但し、1台ごとの本体価格が100万円(消費税等を除く)を超える場合は、2者以上の見積書の写しを提出すること
- (3) 補助対象機器等の規格、型式、製造番号等が分かるカタログ等の資料
- (4) 認定農業者、認定新規就農者、農事組合法人であることを証する書類  
但し、補助事業完了時までに認定される見込みの者については、誓約書(任意様式)
- (5) 申請者が個人である場合は、マイナンバーカード(表)、運転免許証(表裏)の写し等本人であること及び住所を証する書類
- (6) 申請者が法人である場合は、定款又は規約及び構成員名簿の写し
- (7) 市税の滞納無証明書
- (8) その他、農業協同組合の長が必要と認める書類

(交付の決定等)

第9条 農業協同組合の長は、第7条に規定する交付申請があったときは、その内容を審査の上、適正と認めるときは補助金の交付の決定を行い、補助金交付を決定したことを補助金交付決定通知書(様式第3号)により申請者に通知するものとする。

2 農業協同組合の長は、前項の審査の結果、交付することが不適当と決定したときは、補助金を不交付としたことを補助金不交付決定通知書(様式第4号)により申請者に通知するものとする。

(変更承認)

第10条 補助事業者は、補助事業の計画を変更(軽微な変更に係るものを除く。)しようとするとき、又は補助事業を中止し、若しくは廃止しようとするときは、遅滞なく事業計画変更・中止(廃止)申請書(様式第5号)を提出し、承認を受けなければならない。

2 前項に規定する農業協同組合の長の定める軽微な変更は、補助対象経費の合計について、30%を超える増減がある変更の場合以外の変更とする。

3 補助金額の増額にあたる変更は、認めないものとする。

4 第1項の規定による補助事業の計画を変更(軽微な変更に係るものを除く。)するときは、次に掲げる書類を添えて提出しなければならない。

- (1) 変更事業計画書・変更収支予算書(様式第6号)
- (2) 変更内容がわかる見積書の写し(補助事業内容や金額に変更がある場合に限る)
- (3) 変更内容がわかるカタログ等の資料(補助事業内容に変更がある場合に限る)
- (4) その他、農業協同組合の長が必要と認める書類

5 農業協同組合の長は、第1項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当であると認めたときは、変更・中止(廃止)を承認し、事業変更承認通知書(様式第7号)、もしくは事業中止(廃止)通知書(様式第8号)により、当該申請を行った補助事業者に通ずるものとする。この場合において、農業協同組合の長は、必要な条件

を付すことができる。

(状況報告)

第11条 農業協同組合の長は、補助事業の適正を期するため必要があるときは、補助事業者に対し報告を求め、又は職員に事業場に立ち入り、帳簿書類、その他の物件を検査させ、もしくは補助事業関係者に質問させることができる。

2 農業協同組合の長は、前項の調査により、この要綱に適合しない事実が明らかになった場合には、補助事業者に対して、適合させるための措置を執ることを指示することができる。

3 補助事業者は、前項の規定による指示を受けたときは、これを誠実に順守しなければならない。

(実績報告及び交付請求)

第12条 補助事業者が、補助事業を完了したときは、原則として、その日から起算して20日経過した日、又は令和8年12月25日のいずれか早い日までに実績報告・収支決算書(様式第9号)の提出及び岡山市園芸作物高温対策機器等導入支援補助金交付請求書(様式第10号)による請求を行わなければならない。実績報告時に提出する書類は以下のとおりとする。

- (1) 補助対象機器等の設置状況が確認できる写真
- (2) 補助対象経費の支払いを証する書類の写し
- (3) 本補助金の振込先として指定する口座の写し
- (4) 認定農業者等の認定見込みで交付決定したものについては、認定されたことを証する書類
- (5) その他、農業協同組合の長が必要と認めたもの

(補助金の額の確定並びに補助金の交付)

第13条 農業協同組合の長は、前条の報告を受けた場合には実績報告書類を審査し、必要に応じて現地調査を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときには、交付すべき補助金の額を確定し、補助金を交付するものとし、補助金交付額確定通知書兼支払通知書(様式第11号)により、当該報告を行った補助事業者に通知するものとする。

2 補助金の交付は、申請者が指定した金融機関の口座に振り込む方式により行う。

(交付決定の取消し)

第14条 農業協同組合の長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部もしくは一部を取消すことができ、その旨を補助金交付決定取消通知書(様式第12号)により補助事業者に通知するものとする。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき
- (2) 補助金を補助事業以外の用途に使用したとき
- (3) 第3条に規定する補助事業者の要件に該当しないとき

(4) 補助金の交付決定の内容もしくはこれに付した条件又はこの要綱の規定に違反したとき

(5) 農業協同組合の長の指示等に従わなかったとき

2 前項の規定は、補助事業について交付すべき補助金の額の確定があった後についても適用する。

(補助金の返還等)

第15条 農業協同組合の長は、前条の取消しをした場合において、既に当該補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

2 農業協同組合の長は、前項の返還を命ずる場合には、その命令に係る補助金の受領の日の翌日から返還の日まで、年3%の割合で算出した延滞金を加え、これらの合計額にその2割に相当する額を加えた額の納付を命ずることができる。

3 第2項の規定による補助金の返還及び前項の規定による加算金の納付期限は、当該返還及び納付の命令のなされた日から起算して20日以内とし、期限内に納付されない場合には、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年3%の割合で算出した延滞金を加え、これらの合計額にその2割に相当する額を加えた額を徴するものとする。

4 農業協同組合の長は、前2項の場合において、やむを得ない事情があると認めたときは、加算金又は延滞金の全部又は一部を免除することができるものとする。

(補助事業の経理等)

第16条 補助事業者は、補助事業の経費について帳簿及び全ての証拠書類を備え、他の経理と明確に区分して管理し、常にその収支の状況を明らかにしておかなければならない。

2 補助事業者は、前項の帳簿及び証拠書類を補助事業の完了（廃止の承認を受けた場合を含む。）の日の属する年度の終了後5年間、保存しておかなければならない。

(財産の管理及び処分)

第17条 補助事業者は、補助事業により取得し又は効用が増加した財産（以下「取得財産等」という。）について、補助事業完了後も管理台帳等によりその保管状況を明らかにし、善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

2 補助事業者は、単価50万円（消費税等を除く）以上の取得財産等について、補助事業の完了した日の属する会計年度の終了後5年を経過する日以前に、補助金により取得し、又は効用が増加した財産を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しようとするときは、あらかじめ、取得財産の処分申請書（様式第13号）を農業協同組合の長に提出し、承認を受けなければならない。

3 農業協同組合の長は、前項の承認をした補助事業者に対し、当該承認に係る財産を処分したことにより収入があったときは、交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を市に納付させることができるものとする。

(その他)

第18条 この要綱に定めのない事項については、農業協同組合の長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表1 (第4条関係)

対象品目	補助対象機器等
野菜 果樹 花き	スプリンクラー、灌水装置 (自動灌水装置、灌水用ポンプ、灌水チューブ等) 換気装置、外気導入機器 (循環扇、換気扇、送風機、自動開閉装置、天窓換気装置等) 冷却水循環装置 細霧冷房(ミスト噴霧装置等) ハウス内冷房機器

(様式第1号)

令和 年 月 日

岡山市園芸作物高温対策機器等導入支援補助金交付申請書

岡山市農業協同組合 様

晴れの国岡山農業協同組合 様

(※管轄の農協を○で囲んでください)

岡山市園芸作物高温対策機器等導入支援事業実施要綱第8条の規定に基づき補助金の交付を受けたいので、次のとおり関係書類を添えて申請します。また、誓約・同意事項に同意します。

なお、下記に記載した事項については事実と相違ありません。

1 補助事業者

種別	<input type="checkbox"/> 認定農業者 <input type="checkbox"/> 認定新規就農者 <input type="checkbox"/> 農事組合法人 <input type="checkbox"/> 認定見込(令和8年 月)
	<input type="checkbox"/> 個人事業主 <input type="checkbox"/> 法人
申請者名 (団体名又は個人名)	
役職・代表者氏名	
所在地 住所	〒 岡山市 区
日中連絡可能な 電話番号	担当者氏名( ) ※申請者と同一の場合は記入不要
機器等を導入する 品目・受益面積等	※ハウス・露地の別(露地)又は(ハウス)と表記

2 補助金交付申請額

円	補助対象経費の合計額×2/3 千円未満は切捨て (法人:上限200万円 個人:上限50万円)
---	---

【誓約・同意事項】

- 私は、本申請にあたり、岡山市園芸作物高温対策機器等導入支援事業実施要綱の規定を遵守し、申請内容及び添付書類に虚偽がないことを誓約します。また、申請結果のいかんにかかわらず、提出書類の返還は求めません。
- 本申請の対象者要件審査のため、岡山市が私の住民記録状況を調査し住民記録担当課が回答することに同意します。
- 申請書の不備等の事由により審査が完了せず、令和9年1月15日までに追加書類の提出がない場合、又は連絡・確認ができない場合には、申請を取り下げたものとみなすことに同意します。
- 本補助金受給後、交付要件に該当しないことが判明した場合には当該補助金を返還及び延滞金等を支払うことに同意します。
- 私は、反社会的勢力に該当せず、今後においても反社会的勢力と関係を持つ意思がないことを誓約します。
- 申請書及び添付書類に記載された情報を、公的機関(岡山市・警察署等)等の求めに応じて提供することに同意します。

【添付書類】

- 事業計画書・収支予算書(様式第2号)
- 補助対象経費に係る見積書の写し  
※1台ごとの本体価格が100万円(消費税等を除く)を超える場合は、2者以上
- 機器等の規格、型式、製造番号等が分かるカタログ等の資料
- 認定農業者、認定新規就農者及び農事組合法人であることを証する書類
- 認定見込みの者については、誓約書(参考様式)
- (申請者が個人の場合)マイナンバーカード(表)、運転免許証(表裏)の写しその他本人であること及び住所を証する書類
- (申請者が法人の場合)定款又は規約及び構成員名簿の写し
- 市税の滞納無証明書
- その他農業協同組合の長が必要と認める書類

(様式第2号)

令和 年 月 日

事業計画書・収支予算書

- 1 補助事業者名 ( )  
2 機器等の設置場所 ( )  
3 事業実施期間  
事業開始予定日 令和8年 月 日  
事業完了予定日 令和8年 月 日  
4 実施内容

機器等の種類	台数	メーカー 型番等	総事業費 (税込) (円)	補助対象経費 (税抜) (円)	区分	期待される機器導入による効果	
					<input type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 更新		
					<input type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 更新		
					<input type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 更新		
計			(A)	(B)	補助金額 (B) × 2/3 (補助対象経費 × 2/3) ※1,000円未満切捨て(円)	(C)	
					機器等の自己負担額(円) (A) - (C)		

(補助金額の上限 法人：200万円 個人：50万円)

5 収支予算書  
(1) 収入の部

区分	予算額(円)	摘要
岡山市補助金	円	岡山市園芸作物高温対策機器等導入支援事業補助金
自己資金	円	機器等の自己負担額・補助対象外経費
合計	円	

(2) 支出の部

区分	予算額(円)	摘要
岡山市園芸作物高温対策 機器等導入支援事業	円	
合計	円	

(様式第3号)

令和 年 月 日

(事業者名)

(代表者名) 様

農業協同組合

### 補助金交付決定通知書

先日申請のあった岡山市園芸作物高温対策機器等導入支援補助金について、下記のとおり交付することに決定しましたので、岡山市園芸作物高温対策機器等導入支援事業実施要綱第9条第1項の規定に基づき通知します。

記

補助金交付決定額

円

#### 交付条件

- 1 次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことがあります。この場合、既に交付した補助金については、返還していただきます。
  - (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき
  - (2) 補助金を補助事業以外の用途に使用したとき
  - (3) 要綱第3条に規定する補助事業者の要件に該当しないとき
  - (4) 補助金の交付決定の内容もしくはこれに付した条件又は要綱の規定に違反したとき
  - (5) 農業協同組合の指示等に従わなかったとき
- 2 補助事業者は、補助事業の経費について帳簿及び全ての証拠書類を備え、他の経理と明確に区分して経理し、常にその収支の状況を明らかにしておかなければなりません。
- 3 補助事業者は、前項の帳簿及び証拠書類を補助事業の完了（廃止の承認を受けた場合を含む。）の日の属する年度の終了後5年間、保存しておかなければなりません。
- 4 補助事業者は、単価50万円（消費税等を除く）以上の取得財産等について、補助事業の完了した日の属する会計年度の終了後5年を経過する日以前に、補助金により取得し、又は効用が増加した財産を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しようとするときは、あらかじめ、取得財産の処分申請書（様式第13号）を農業協同組合の長に提出し、承認を受けなければなりません。
- 5 補助事業について現地調査を求められた際は、これに応じなければなりません。
- 6 必要と認める場合は、補助金の使途について報告を求めることがあります。

以上

(様式第4号)

令和 年 月 日

(事業者名)

(代表者名) 様

農業協同組合

補助金不交付決定通知書

先日申請のあった岡山市園芸作物高温対策機器等導入支援補助金について、不交付とすることに決定しましたので、岡山市園芸作物高温対策機器等導入支援事業実施要綱第9条第2項の規定に基づき通知します。

以上

(様式第5号)

令和 年 月 日

事業変更・中止（廃止）申請書  
(※該当の申請内容を○で囲んでください)

岡山市農業協同組合 様  
晴れの国岡山農業協同組合 様  
(※管轄の農協を○で囲んでください)

岡山市園芸作物高温対策機器等導入支援事業実施要綱第10条第1項の規定に基づき、  
次のとおり申請します。

- 1 補助事業者氏名
- 2 補助事業者住所
- 3 変更・中止（廃止）の理由
- 4 変更前の申請補助金 円  
変更後の申請補助金 円

(様式第6号)

令和 年 月 日

変更事業計画書・変更収支予算書

- 1 補助事業者名 ( )  
2 機器等の設置場所 ( )  
3 変更後事業実施期間  
事業開始予定日 令和8年 月 日  
事業完了予定日 令和8年 月 日

4 変更後実施内容

機器等の種類	台数	メーカー 型番等	総事業費 (税込) (円)	補助対象経費 (税抜) (円)	区分	期待される機器導入による効果	
					<input type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 更新		
					<input type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 更新		
					<input type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 更新		
計			(A)	(B)	補助金額 (B) × 2/3 (補助対象経費 × 2/3) ※1,000円未満切捨て (円)	(C)	
					機器等の自己負担額 (円) (A) - (C)		

5 変更後収支予算書

(補助金額の上限 法人：200万円 個人：50万円)

(1) 収入の部

区分	予算額 (円)	摘要
岡山市補助金	円	岡山市園芸作物高温対策機器等導入支援事業補助金
自己資金	円	機器等の自己負担額・補助対象外経費
合計	円	

(2) 支出の部

区分	予算額 (円)	摘要
岡山市園芸作物高温対策機器等導入支援事業	円	
合計	円	

(様式第7号)

令和 年 月 日

(事業者名)

(代表者名) 様

農業協同組合

事業変更承認通知書

先日、変更申請のあった岡山市園芸作物高温対策機器等導入支援補助金については、下記のとおり変更して交付することに決定しましたので、岡山市園芸作物高温対策機器等導入支援事業実施要綱第10条第5項の規定に基づき通知します。

記

変更交付決定額

円

以上

(様式第8号)

令和 年 月 日

(事業者名)

(代表者名) 様

農業協同組合

事業中止（廃止）通知書

先日、中止（廃止）申請のあった岡山市園芸作物高温対策機器等導入支援補助金については、事業を中止（廃止）することに決定しましたので、岡山市園芸作物高温対策機器等導入支援事業実施要綱第10条第5項の規定に基づき通知します。

中止（廃止）の理由：

以上

(様式第9号)

令和 年 月 日

実績報告書・収支決算書

- 1 補助事業者名 ( )  
2 機器等の設置場所 ( )  
3 事業実施期間  
事業開始日 令和8年 月 日  
事業完了日 令和8年 月 日

4 実施内容

機器等の種類	台数	メーカー 型番等	総事業費 (税込) (円)	補助対象経費 (税抜) (円)	区分	機器導入による効果	
					<input type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 更新		
					<input type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 更新		
					<input type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 更新		
計			(A)	(B)	補助金額 (B) × 2/3 (補助対象経費 × 2/3) ※1,000円未満切捨て (円)	(C)	
					機器等の自己負担額 (円) (A) - (C)		

(補助金額の上限 法人：200万円 個人：50万円)

5 収支決算書

(1) 収入の部

区分	決算額 (円)	摘要
岡山市補助金	円	岡山市園芸作物高温対策機器等導入支援事業補助金
自己資金	円	機器等の自己負担額・補助対象外経費
合計	円	

(2) 支出の部

区分	決算額 (円)	摘要
岡山市園芸作物高温対策機器等導入支援事業	円	
合計	円	

(様式第10号)

令和 年 月 日

岡山市園芸作物高温対策機器等導入支援補助金交付請求書

岡山市農業協同組合 様  
晴れの国岡山農業協同組合 様  
(※管轄の農協を○で囲んでください)

岡山市園芸作物高温対策機器等導入支援事業実施要綱第12条の規定に基づき補助金の交付を受けたいので、次のとおり関係書類を添えて請求します。

1 補助事業者

種別	<input type="checkbox"/> 認定農業者 <input type="checkbox"/> 認定新規就農者 <input type="checkbox"/> 農事組合法人
	<input type="checkbox"/> 個人事業主 <input type="checkbox"/> 法人
申請者名 (団体名又は個人名)	
役職・代表者氏名	
所在地 住所	〒 岡山市 区
日中連絡可能な 電話番号	担当者氏名 ( ) ※申請者と同一の場合は記入不要
機器等を導入した 品目・受益面積等	※ハウス・露地の別(露地)又は(ハウス)と表記

2 補助金交付請求額

円	補助対象経費の合計額×2/3 千円未満は切捨て (法人：上限200万円 個人：上限50万円)
---	---

3 振込先金融機関名等(ゆうちょ銀行の場合は記号と番号)

金融機関名	農協・銀行 組合・金庫	支店名	店 所					
預金種類	<input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座 口座種別を選択	口座番号						
口座名義 (申請者名義)	フリガナ							

【添付書類】

- 補助対象機器等の設置状況が確認できる写真
- 補助対象経費の支払いを証する書類の写し  
①発注書(契約書・注文書等) ②納品書 ③領収書又は支払ったことがわかる証明書等
- 本補助金の振込先として指定する口座の写し
- 認定農業者等の認定(更新)見込みで交付決定したものは、認定(更新)したことを証する書類
- その他、農業協同組合の長が必要と認めたもの

(様式第 1 1 号)

令和 年 月 日

(事業者名)

(代表者名) 様

農業協同組合

補助金交付額確定通知書兼支払通知書

先日、実績報告及び交付請求のあった岡山市園芸作物高温対策機器等導入支援補助金について、審査の結果、交付額を下記のとおり確定し、岡山市園芸作物高温対策機器等導入支援事業実施要綱第 1 3 条の規定に基づき通知します。

記

補助金交付確定額

円

以上

(様式第12号)

令和 年 月 日

(事業者名)

(代表者名) 様

農業協同組合

補助金交付決定取消通知書

先日、交付決定した岡山市園芸作物高温対策機器等導入支援補助金について、交付決定を取り消します。岡山市園芸作物高温対策機器等導入支援事業実施要綱第14条の規定に基づき通知します。

(様式第13号)

令和 年 月 日

農業協同組合の長 様

(住 所)

(申請者名)

(代表者名)

### 取得財産の処分申請書

補助金により取得した財産を処分したいので、岡山市園芸作物高温対策機器等導入支援事業実施要綱第17条第2項の規定に基づき、下記のとおり申請します。

なお、申請書の提出にあたり、当該申請に係る不承認、補助金の返納等の処置をとられても、一切の異議の申し立てをいたしません。

### 記

#### 1. 取得した財産の名称（品目）・型番及び取得年月日

名称（品目）：

型 番：

取得年月日： 令和 年 月 日

#### 2. 取得価格及び現在の時価

取得価格 円

時 価 円

#### 3. 財産処分の理由